

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	建設監理課
委 託 業 務 名	大津市公共駐車場精算機器の新紙幣対応更新業務
委 託 業 務 場 所	大津市京町三丁目、皇子が丘二丁目、浜大津四丁目、浜大津一丁目、馬場二丁目
概 要	大津市内公共駐車場の精算機器について新紙幣に対応できるよう機器更新を行うもの。
契 約 期 間	令和 6 年 6 月 5 日 から 令和 6 年 9 月 3 0 日 まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 6 月 5 日
契 約 金 額	1, 9 1 4, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都市南区上鳥羽卯ノ花町 6 番地 〔名 称〕 アマノ株式会社 京都支店 支店長 菊地 浩
契約相手方の 選 定 理 由	当該業務は、令和 6 年 7 月 3 日に紙幣が改刷されることに伴い、大津市公共駐車場 5 ヶ所の精算機器を新紙幣に対応できるよう更新を行うものである。 現在大津市公共駐車場で稼働している精算機器はアマノ株式会社の製品であり、その機器に含まれる紙幣リーダーを交換する作業になる。また、大津市公共駐車場の精算等機器について大津市公共駐車場の指定管理者と保守契約を締結しており、今回更新する機器について今後修繕等が必要になった場合も同様に保守契約の中で対応することとなる。 以上のことから同社以外の者に委託した場合、既設の設備等の使用や今後の保守に著しい支障が生ずる恐れがあるため、アマノ株式会社京都支店と随意契約するもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。